

ごみ集積所設置整備事業補助金の手続きの流れ（R5.6.28～）

補助金：5万円まで全額補助・5万円を超える部分は1/2補助・上限10万円

① 事前協議

交付申請前に設置場所、構造などについて環境課と協議を行い、承認を得てください。

② 交付申請

補助金の交付申請をするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の必要な書類を添えて市長に提出してください。

- (1) 設置場所の位置図・見取図
- (2) 構造を示す書類
- (3) 見積書
- (4) 設置場所の現況写真
- (5) 集積場所を新たに設ける場合は、ごみ集積場所指定申請書
- (6) 土地を借用している場合は、所有者又は管理者の承諾書（占用許可書）等
- (7) その他市長が必要と認める書類

③ 補助金の交付決定

交付申請書を受理後、書類の審査や現地調査等により、交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知します。

④ 事業の着手

補助事業の着手は、必ず補助金の交付決定後におこなってください。

⑤ 補助金の変更承認申請

補助金交付決定を受けた後、交付申請の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするとき、年度内に事業が完了しないときは、補助金変更（中止・繰越）承認申請書(様式第3号)を提出してください。

⑥ 補助金の変更承認通知

変更承認申請書を受理後、書類の審査や現地調査等により、承認又は不承認について補助金変更（中止・繰越）承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知します。

⑦ 実績報告

補助事業によりごみ集積所の設置整備が完了したら、実績報告書(様式第5号)に、次の必要な書類を添えて提出してください。

- (1) 設置整備に要した費用の請求書又は領収書の写し
- (2) 設置整備後の完成写真

⑧ 補助金額の確定

実績報告書を受理後、審査して適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知します。

⑨ 補助金の請求及び交付

補助金額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)により補助金を請求してください。補助金を交付します。

※⑦の実績報告の際に請求書の写しを提出した場合は、補助金の交付を受けてから14日以内に費用を支払い、領収書の写しを提出してください。

⑩ 補助金の交付決定取消し及び返還等について

次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。なお、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる場合があります。

（１） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２） この要綱の規定に違反したとき。